

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

令和3年6月7日（月曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農用地利用集積計画の承認について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について

○出席委員（19名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 臼田 正嗣 君	3 番 山田 彰 君
4 番 井上 正隆 君	5 番 野田 卓志 君	6 番 伊藤 均 君
7 番 吉田 和子 君	8 番 玉田 和久 君	9 番 山田 タツエ 君
10 番 八代 治郎 君	11 番 足立 昌人 君	12 番 青山 雅紀 君
13 番 永田 千春 君	14 番 西田 耕三 君	15 番 西部 徹 君
16 番 長尾 始 君	17 番 野村 茂 君	18 番 日置 香 君
19 番 田下 喜代 君		

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君	農業委員会事務局係長	小森 康司 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）これより農業委員会を始めさせていただきます。それでは野村会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（野村茂君）みなさんおはようございます。梅雨入りが先月の16日に宣言されまして、例年より21日早いということです。これは大変なことになったなど、梅雨に入ると日照不足ということで、作物の生育が心配されるなど思っておりました。幸い、それからというもの梅雨の晴れ間ということでしょうか、雨も少なく順調に晴れ間が多かったということでございます。特に、6月につきましては小麦の収穫ということで、みなさん毎年やっているわけですが、これから1週間先も雨はなさそうですので収穫はスムーズに行われると思っております。そうした大変お忙しい中、総会にご出席いただきありがとうございます。本日もご審議をいただきますが、特にお願いしたいのが、総会の審議が終わった後に農業者年金の加入促進部長さんの会議を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは本日もご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）ありがとうございます。続きまして、事務局長の山岡がご挨拶申し上げます。

○事務局長（山岡透君）お疲れ様でございます。農業委員会の総会に御出席を賜りましてありがとうございます。昨日、地域の多面的の活動で草刈りをしました。草が伸びるのが早いですし、暑いですし、草刈りは大変だなとつくづく感じました。話は変わりますが、新型コロナワクチンの集団接種が5月26日から始まっております。7月末までに65歳以上の方のワクチン接種を終了する予定をされております。その状況を見ながら、段階的に年齢を下げていくということで進められております。予約状況につきましては、ホームページでも確認ができます。またご不明な点につきましては、保健センターの方の市民健康課、もしくは関市新型コロナワクチン専用コールセンターがありますので、こちらの方をご利用いただければと思います。それでは、本日の議案につきまして説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の総会でございますが、農業委員さん全員ご出席ですのでご報告をさせていただきます。以上です。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員のみなさん全員がご出席ですので、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。5番野田委員さん、6番伊藤委員のおふたりをお願いします。

これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、1ページになります。賃貸借権設定に関するものについて、新規が5筆、1,370㎡。使用貸借権設定に関するものについて、更新が2筆、2,927.38㎡です。地区は、下之保、市平賀、千足地区です。権利の設定を受ける者は、PLUS株式会社他でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。これより、議案第1号について質疑をおこないます。質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、これより採決します。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第1号の農用地利用集積計画について原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。この議案につきましては、11番田下委員さんが申請をされておりますので、まず11番の案件を先にご審議をしていただいて、残りの案件をご審議いただきます。それでは、田下委員さん、ご退席をお願いいたします。

(田下委員退席)

○事務局課長補佐(小石隆之君) それでは議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議のほどをお願いします。今会長からお話されましたように、農業委員さんが当事者となっていますので、11番の案件を1件審議いただきまして、その後残りを審議していただくという方法で進めさせていただきます。よろしくお願いたします。

11番の案件、位置図は、11ページからになります。申請地は、道の駅むげ川の北西650mほどに位置する農振農用地区域内の田、1,278㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大のため譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢で遠方に住んでいるため農地の管理が困難であることから、申請地を譲り渡すというものです。5月13日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。以上、所有権移転に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。補足説明をいただく前に、私の方から田下さんの営農状況につきましては意見を申し上げることはございませんので、よろしくお願いたします。それでは、議案第2号11番について補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

(挙手なし)

○議長(野村茂君) ございませんようですので、これより質疑を行います。議案第2号の11番について質疑のある方は挙手にて発言をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですのでこれより採決します。議案第2号11番について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第2号11番の1件を許可することといたします。それでは、田下委員さん着席をお願いします。

(田下委員着席)

○事務局課長補佐(小石隆之君) はい、それでは順に説明をさせていただきます。

1番の案件 議案は2ページ、位置図は1ページになります。申請地は、富岡小学校の北220mほどに位置する農振農用地区域外の畑、651㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業の規模拡大のため申請地を譲り受けるといもの。譲渡人は、高齢で農地の管理ができないため譲り渡すといものです。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は、富津橋の西100mほどに位置する農振農用地区域内の田、681㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地を親から生前贈与を受けるといもの。譲渡人は、高齢で、耕作することが困難であるため子に贈与するといものです。

3番の案件 位置図は3ページになります。申請地は、長良川鉄道関市役所前駅の北東360mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆、2,677㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大のため申請地を譲り受けたいといもの。譲渡人は、高齢になり農地の管理ができないため、譲り渡すといものです。

4番の案件 議案は3ページ、位置図は4ページからになります。申請地は、小瀬南公民センターの北270mほどに位置する農振農用地区域内の田、2,133㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営拡大のため譲り受けるといもの。譲渡人は、高齢で、農地の維持管理ができないため、譲り渡すといものです。

5番の案件 位置図は5ページからになります。申請地は、轡野公民センターの南20mほど、更に南に30mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆、635㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。使用借人は、農業経営拡大のため譲り受けるといもの。使用貸人は、高齢で、農地の維持管理ができないため譲り渡すといものです。

6番の案件 位置図は6ページからになります。申請地は、下之保地区処理施設の西240mほどに位置する農振農用地区域内の田、1,000㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。使用借人は、農業規模拡大のため譲り受けたいといもの。使用貸人は、農地の管理ができないため貸

すというものです。

7番の案件 議案は4ページ、位置図は7ページからになります。申請地は、下之保地区処理施設の西350mほどに位置する農振農用地区域内の田、902㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大のため譲り受けたいというもの。譲渡人は、農地の管理ができないため、譲り渡すというものです。

8番の案件 位置図は8ページからになります。申請地は、下之保地区処理施設の西350mほどに位置する農振農用地区域内の田、3筆、2,664㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。使用借人は、農地取得要件の規定面積に足りないため、面積を補うため借り受けたいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。

9番の案件 位置図は9ページからになります。申請地は、下之保地区処理施設の西500mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆、959㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業に興味があり、時間の余裕ができたなら農業に取り組みたいと考え、近く定年退職するため農地を取得し本格的に農業を始めたいというもの。譲渡人は、高齢で農地維持管理ができないため、譲り渡すというものです。

10番の案件 議案は5ページ、位置図は10ページからになります。申請地は、道の駅平成の南西430mほどに位置する農振農用地区域内の田、2筆、594㎡、さらに南へ130m。農振農用地区域内の田、5筆、1,422㎡。農振農用地区域外の田、350㎡。合計8筆、2,366㎡。

申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、遠方に住んでおり、農地の管理ができないため譲り渡すというものです。すべての案件について、5月12日・5月13日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借権の設定に関するもの3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。補足説明をいただく前に営農状況について、安田委員さん、八代委員さん、足立委員さん、井上委員さん、西部委員さん何かこの譲受人の方に関するご意見がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

（発言なし）

○議長（野村茂君）それでは、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、これより採決します。議案第2号について原案のとおり許可することに異義のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第2号の1番から10番までの10件につきましては原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により下記農地の申請があったので、意見を求めます。

今回のこの4条につきましては、3件ほど議案にあがっておりますが、そのうちの3番の案件なんですけど、これにつきましては県と協議しまして、4条の許可を採るのではなくて、非農地の現況確認の方で県も出した方が望ましいというご意見をいただきましたので、3番の案件につきましては4条の許可案件ではなく、非農地の現況確認の届けを出していただくということで事務処理をさせていただきたいと思います。非農地の現況確認というのは、どういうものかと言いますと、20年以上経過した建物、いわゆる無断転用ですが、20年以上既に経過したような建物が建っている状況で、例えば相続されて、現在建てた人はいなくなってしまうと、代わりに第三者や息子さん等がおられる場合につきましては、現在の所有者が追認案件、いわゆる無断転用というわけでは

ないということで、そのような場合は、非農地確認の証明で、県が証明をしていただけると、その証明書を持って、法務局に行くと地目等の変更ができるということで、いわゆる農地法の許可案件と同等の扱いをしていただけるといことです。県の方で許可が出るまでには通常は申請されてから1ヵ月半ほどかかりますが、非農地の現況確認につきましては、総会の方は通りませんので、期間も短く地目を変更することができると、県のサービスの承認ということになります。今回の3番の案件につきましては、既に数十年経った家であって、当事者はお亡くなりになっていると。今回は、議案の4条許可ではなくて現況確認の方で県が進めるという協議になっておりますので、よろしく願いいたします。では、議案に入ります。議案は6ページからになります。

1番の案件 位置図は12ページになります。申請地は、富津橋の西160mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地、29㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。申請人は、自宅への進入路が狭いため拡張したいというもの。5月12日に現地確認をしたところ、昭和57年に宅地となっているため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は13ページになります。申請地は、山崎公民館の西170mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地、2筆、621㎡の内376.51㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、農業用倉庫、農業用車庫です。申請人は、現在の農業用倉庫がいっぱいになり、新たに農業用倉庫と農業用車庫を建築するというものです。5月12日に現地確認をしたところ、平成23年から宅地として利用しております。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。以上、2件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、議案第3号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので採決します。議案第3号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第3号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、7ページからになります。

1番の案件 位置図は15ページになります。申請地は、旭ヶ丘小学校の南360mほど位置する登記地目畑、現況地目宅地、2筆、368㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の住まいが手狭であることから、自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は、周辺が住宅化されてきたことから、農地の維持管理が困難となり譲り渡すというものです。5月12日に現地確認をしたところ、昭和49年頃からすでに宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

2番の案件 位置図は16ページになります。申請地は、富岡小学校の南西330mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、換地後の面積244㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、借家住まい

であり、勤務先に近い申請地を譲り受け、自己住宅建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。5月12日に現地確認をしたところ、雑種地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

3番の案件 位置図は17ページになります。申請地は、富岡小学校の南西330mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、2筆、換地後の面積244㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、借家住まいであり、勤務先に近い申請地を譲り受け、自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。5月12日に現地確認をしたところ、雑種地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

4番の案件 議案は8ページから11ページ、位置図は18ページになります。申請地は、本郷集会所の東350mほどに位置する田、22筆、15,451.1㎡。畑、2筆、567㎡。合計24筆、16018.1㎡。農地の区分は、農用地区域内の農地のため、農振農用地です。転用の目的は、砂利採取の一時転用です。一時転用期間は、1年6ヶ月です。使用借人は、砂利採取をする業者であり、申請地で砂利採取をしたいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。5月12日に現地確認をしたところ、田又は畑で農地性有りと確認しています。申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

5番の案件 位置図は19ページになります。申請地は、倉知小学校の西380mほどに位置する畑、792㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、共同住宅駐車場です。譲受人は、隣接地にある共同住宅を経営していますが、駐車場が狭く、住人の駐車場が不足しているため、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、高齢で、耕作できないため、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 議案は12ページ、位置図は20ページになります。申請地は、倉知小学校の西550mほどに位置する畑、2筆、419㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、アパート住まいであるが、手狭まになってきたため、申請地に自己住宅を建築したいというものです。譲渡人は、高齢で、耕作が困難であるため、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は21ページになります。申請地は、下有知中学校の南180mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、78㎡。畑、2筆、227㎡。合計3筆、305㎡。農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が小中学校に近いことから、宅地として、需要が見込まれるため、申請地を分譲住宅として、利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件 議案は13ページ、位置図は22ページになります。申請地は、長良川鉄道関下有知駅の北770mほどに位置する畑、357㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。譲受人は、林業を営んでおり、申請地に植林を行い、造林事業をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は23ページになります。申請地は、瀬尻小学校の北350mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地、2筆、119.34㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個

人住宅物置・駐車場です。譲受人は、家族が増えたため、新たに住宅を建築するにあたり、倉庫を建築し、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、高齢で耕作ができないため、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、昭和49年頃からすでに宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、小瀬南公民センターの南西550mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、6.61㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、遠方に住んでいるため、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、雑種地となっており、始末書を提出するよう、依頼しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件 議案は14ページ、位置図は、25ページになります。申請地は、緑ヶ丘中学校の北北東420mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、383㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、金属雑貨製造販売業駐車場です。譲受人は、現在借りている駐車場の土地を返さなくてはならないため、申請地を駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、住宅を建築する目的で、5条許可をとったが、計画がとん挫したため、譲り渡すというものです。5月13日に現地確認をしたところ、雑種地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。 事変1番と同時許可案件です。

12番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、東海環状自動車道関広見インターの東360mほどに位置する田、473㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、分譲住宅として、利用したいというものです。譲渡人は、相続により取得したが遠方にいるため、農地管理が困難であるため、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則、不許可ではありますが、周囲の住宅状況から、集落に接続しているため、農地転用の制限の例外基準をみたと考えます。

13番の案件 議案は14ページから15ページ、位置図は、27ページになります。申請地は、小屋名公民センターの西250mほどに位置する畑、2筆、680㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。機械刃物製造販売業駐車場です。譲受人は、工場拡大に伴い従業員を増やす予定であり、駐車場が不足するため、申請地を利用したいというもの。譲渡人は、農業耕作が困難であるため、譲受人の要望に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。5月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則、不許可ではございますが、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準をみたと考えます。

14番の案件 位置図は、28ページになります。申請地は、戸田転作促進技術研修センターの東40mほどに位置する畑、72㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、農業用倉庫です。譲受人は、隣地で耕作をしているが農業用倉庫がないため、建築したいというもの。譲渡人は、高齢であり農業経営が困難になってきたため、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、29ページです。申請地は、戸田転作促進技術研修センターの北130mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野、2筆、424㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在アパート住まいであり、手狭になってきたことから、自己住宅を建築したいというもの。譲渡人は、工場を建築する予定であったが仕事が減り、計画がなくなったため譲り渡すというものです。5月

13日に現地確認をしたところ、原野となっています。申請地は、第1種農地であるため、原則、不許可ではありますが、周囲の住宅状況から、集落に接続しているため、農地転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。 事変2番と同時許可案件です。

16番の案件 議案は16ページ、位置図は、30ページになります。申請地は、戸田転作促進技術研修センターの西400mほどに位置する田、876㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、アパレル製造販売業駐車場です。譲受人は、既存の駐車スペースが狭いため、申請地を譲り受け、事業関係者の専用駐車場にしたいというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則、不許可ではございますが、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

17番の案件 位置図は、31ページになります。申請地は、関市役所洞戸事務所の東330mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、2筆363㎡。農地の区分は、関市役所洞戸事務所から概ね500m以内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、砂利採取の一時転用です。一時転用期間は、1年6ヶ月です。使用借人は、砂利採取をする業者であり、申請地で砂利採取をしたいというものです。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、既に雑種地となっており、始末書を添付するよう依頼中です。申請地は、農振農用地であるため、原則不許可ではありますが、一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

18番の案件 議案は17ページ、位置図は、32ページになります。申請地は、博愛小学校の東370mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、114㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅庭です。譲受人は、現在の住宅敷地が狭く、兄から申請地を譲り受け、住宅の敷地を拡張したいというものです。譲渡人は、高齢により、耕作が困難であるため、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

19番の案件 位置図は、33ページになります。申請地は、小知野公民館の西390mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地、34㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地と隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築したいというものです。譲渡人は、周辺が宅地化され、農地の管理が困難であることから、譲受人の要望に応えるというものです。5月13日に現地確認をしたところ、昭和42年頃から既に宅地として利用されており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

20番の案件 位置図は、34ページになります。申請地は、森本公民館の南東90mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、269㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。譲受人は、近隣で建設業を営んでおり、現在の駐車場では狭く、申請地を駐車場として利用したいというものです。譲渡人は、営農が困難であるため、譲り渡すというものです。5月13日に現地確認をしたところ、平成元年から既に雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。以上、所有権移転に関するもの18件、使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借件設定に関するもの1件。合計20件

につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について、補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、議案第4号について質疑のある委員は挙手にて発

言をお願いします。

(挙手なし)

○議長(野村茂君) 質疑もないようですので、採決します。議案第4号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第4号の20件を原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第5号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は、18ページからになります。

1番の案件 位置図は、35ページになります。申請地は、緑ヶ丘公園の北北東420mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、383㎡。変更内容は、事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成3年7月31日に一般個人住宅 駐車場兼庭で5条許可をとったが、計画者が亡くなり、計画がとん挫しました。計画変更申請者は、現在専用駐車場として借りている土地を返さなくてはならなくなったため、申請地を譲り受け、駐車場を確保したいというものです。5条11番と同時許可案件です。

2番の案件 位置図は、36ページになります。申請地は、戸田転作促進技術研修センターの北130mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野、2筆、424㎡。変更内容は、事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成4年8月28日に工場用地として、5条許可をとったが、取引先の仕事が減ったため、計画が中止となった。承継者は、アパートに住んでいるが、手狭になってきたため、申請地に自己住宅を建築したいというものです。5条15番と同時許可案件です。以上、2件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

(挙手なし)

○議長(野村茂君) ございませようですので、議案第5号について質疑のある委員は挙手にて発言をお願いします。

(挙手なし)

○議長(野村茂君) 質疑もようですので、これより採決します。議案第5号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第5号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

本日ご審議をいただく案件はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

午前10時53分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

印

5 番

印

6 番

印